

関東学院大学大学院 学生員 島田 真次

関東学院大学工学部 正会員 昌子 住江

はじめに

福井市は1945年7月19日空襲による被災で面積595ha、市街地の約95%にあたる地域を焼失した。翌年10月9日特別都市計画法の適用を受け、戦災復興都市計画が樹立、事業が進められた。

この復興計画の中から、日本において戦後初めて受益者負担金を用いて事業化した下水道計画に関し、受益者負担制度の経緯とその後の影響について考察する。

1. 福井市の戦災復興計画

本市の戦災復興計画は、①事業実施機関は県の土木部計画課（課制の前は内務部土木課）に設置された福井復興事務所、②施行面積は約558.1ha（のちに3回変更が行われ最終的には約557.1ha）③事業費659,830,598円（計画では813,582,000円）④1946年から1958年の収束計画まで計13年（復興計画の事業は1962年に終了、最終換地処分は1966年4月30日完了）で行われた。事業は、街路計画・公園緑地計画・上下水道計画等が実施された。

2. 下水道計画

本計画は1947年12月29日に戦災復興院告示第145号で全国初の特別都市計画事業として計画決定、認可された。計画人口100,000人、排水面積約650ha、処理水量55,000m³、総事業費186,000,000円で、10ヵ年事業として施行予定であった。事業の経緯は、表1のとおりである。

表-1 計画、事業の経緯

年	計画・事業内容
1947	12月、都市計画決定、認可
1948	4月、足羽山ポンプ場竣工、工場着手
〃	震災以降工事中止
〃	10月、工事再開
1955	境下水処理場の建設開始
1960	加茂河原ポンプ場の完成

当初の計画では、処理場の建設予定はなかった。しかし、ポンプ場建設全体の約8割が1955年迄に終了したことをきっかけに、その年から処理場建設を開始し、1960年の加茂河原ポンプ場完成により計画地域の下水網が整備された。事業費の1/3をしめる61,938,000円が受益者負担金として予定された。

3. 下水道事業における受益者負担

3-1 戦前の受益者負担

戦後の下水道事業で受益者負担を実施した都市の多くは1919年に制定した都市計画法第9条に基づく内務省令第28号に準ずる⁽¹⁾。内務省令には「…区画内二在ル有租地ノ所有者…」とある。このことから戦前において受益者の対象は有租地であったと考えられる。

3-2 戦後初の受益者負担制度

1948年5月8日に総理庁令第25号で「福井都市計画事業下水道受益者負担に関する件」（以下「省令」）が公布された。ここでは受益者、事業費等を明記している。受益者は第2条に明記しており、そこから除かれるものは表2のとおりである。即ち国や地方公共団体は受益者の対象ではなかった。

3-3 市徴収条例と省令の改正

排水区域には第1種地と第2種地、国有財産（国有地）が表3⁽²⁾の割合で存在した。省令では第1種地からのみ負担金を徴収することになり、坪単価が高くなることに問題があった。市では迅速に対応して1954年に福井市市税賦課徴収条例（1950年施行、以下「市徴収条例」）の改正を行った。その第15条の2に「第2種地（公共物を除く）の所有者から徴収する」と明記した。政府においてはその3年後の1957年10月28日に建設省令第22号（以下改正省令）で新たに第2種地及び国有地（国道、県道、市道、公園、水路等の公共地を除く）を受益者の対象として省令

改正を行った。条例、省令の対象範囲を整理したものが表 2 である。以上のことから、市においては第 2 種地に関する内容を早急に示し、事業実施に迅速な対応を図ったと考えられる。国においては市の対応を踏まえ、省令の受益者対象の範囲を改正し、第 2 種地、国有地を含むものとした。この間に、市の水道局長⁽³⁾より改正案が上申されており、内容は第 2 種地、国有地を含むものであった。

表-2 対象範囲外

受益者制度	対象範囲から除くもの
省令	第 2 種地の道路、公園、水路等の公共物 国の公共用地、国が地方公共団体に貸し付けてある土地
市徴収条例改正	第 2 種地(道路、公園、水路等の公共物)
省令改正	国道、県道、市道、公園、水路等の公共物

表-3 土地の地目

地目名	面積 (ha)	割合 (%)
第 1 種地	289.7	50
第 2 種地	255.6	45
国有財産	29.5	5
合計	574.8	100

3-4 受益者負担に関する新法と市条例

1968 年に制定された都市計画法(以下新法)第 75 条第 2 項では、「国では政令、市町村には条例として負担金の徴収範囲等を定めることができる」としている。翌年 9 月 1 日建設省都市局長から都道府県知事宛に「都市計画下水道事業受益者負担金の徴収について」(以下通達)が通達されている。その標準条例案第 2 条で受益者の範囲を「・・・排水区域内に存する土地の所有者・・・」と定めている。1970 年に公布・施行された「福井市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」(以下市条例)の第 2 条にも全く同じ記載がされていた。市条例は国の標準条例案と同じ内容になっている。

3-5 旧法と新法の比較検討

受益者負担に関して、以下の内容を比較検討

したところ、旧法(第 6 条第 2 項、施行令第 9 条)には事業、負担費、受益者の範囲を明確には定めていなかった。新法第(75 条、施行令第 4 条③)では通達の標準条例案を明記していた。この案を基に事業費、受益者の対象を各都市の条例で定めることができる点が旧法と違いであった。

3-6 小括

第 3 節の内容を整理すると次の 3 点になる。

- ①受益者の対象は、戦前から改正省令までに、有租地のみから、無租地を含む範囲までに広がった。(但し、国道、県道、市道、公園、水路等の公共物を除く)
- ②本市では受益者の対象範囲を無租地から徴収する最初の試みが行われた。
- ③新法の通達では、旧法と比較し、受益者を排水区域の土地所有者と明確に定めた。

①について、省令改正での無租地(国有地、第 2 種地)を受益者の対象としたことは、旧法時における受益者負担に関し、受益者の対象についての転換点であるといえる。市徴収条例の改正は、その改正省令に影響をもつものと考えられる。

4. まとめ

戦災直後に震災被害を被る等困難の多い中で、下水道建設促進の為、受益者の範囲を広げようとした本市の姿勢は、市徴収条例の改正により第 2 種地も対象としただけでなく、国の改正省令や新法の内容にまで影響を与えたと考える。

本市が 1970 年代にシビルミニマム日本一⁽⁴⁾と評されたのは、下水道の普及がかなり貢献していると思われる。戦災復興期のこうした試みは、市内の事業推進のみならず、その後の制度改正にも寄与するところが大きかったと考える。

参考文献

- (1) 受益者負担金制度の研究 豊島 棟建
- (2) 福井市下水道受益者負担に関する省令改正について 山本 与一郎
- (3) 再び福井市下水道受益者負担に関する省令改正について 豊島 棟建
- (4) 日経新聞 S.46.1.3.「都市の資格を採点する」